明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五九）　一
○建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（国土交通六五）　七

〔告　示〕
○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（金融庁・総務一）　二〇
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務二八九）　三
○電波法施行規則第六条第四項第四号⑷の規定に基づく総務大臣が別に告示する条件を定める件（同二九〇）　三
○無線設備規則第四十九条の二十第四号ルの規定に基づく小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件（同二九一）　三
○電波法施行規則第六条第四項第四号⑶の規定に基づく総務大臣が別に告示する周波数及び場所を定める件の一部を改正する件（同二九二）　四
○電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件（同二九三）　四
○総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同二九四）　五
○小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二九五）　五
○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（同二九六）　六
○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同二九七）　六
○インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（同二九八）　七
○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同二九九）　七

〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　九
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会定款の一部変更、地方競馬全国協会令和三事業年度決算等関係　四三
会社その他
会社決算公告　四六

省令

○総務省令第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二日

総務大臣　寺田　稔